

# ○国立大学法人埼玉大学教育機構多文化共修センター規程

〔令和7年4月24日〕  
規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構多文化共修センター（以下「多文化共修センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 多文化共修センターは、我が国と諸外国の歴史・文化の独自性への関心と共感的理解を持ちつつ、自由と平等の理念に代表される世界共通の普遍的価値に基づいた対話・交渉・協働を実践できるような高度な知識とそれを支えるスキルを身につけ、多文化共生社会の実現に貢献する意思と能力を持つ人材を育成するため、地域志向型のグローバル教育に関する企画・立案を行い、実施することを目的とする。

(業務)

**第3条** 多文化共修センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な多文化共修教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (2) その他多文化共修センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

**第4条** 多文化共修センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 多文化共修センターの教育・研究担当を命ぜられた教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

**第5条** センター長は、教育機構長をもって充てる。

2 センター長は、多文化共修センターの業務を掌理する。

(兼任教員)

**第6条** 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

**第7条** 多文化共修センターに、多文化共修センターの運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、多文化共修センター運営会議（以下「運営会議」とい

う。)を置く。

(審議事項)

**第8条** 運営会議は、第3条に掲げる事項について審議する。

(構成)

**第9条** 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第4条に規定する教職員
- (2) 国際本部長
- (3) 基盤教育研究センター長
- (4) 英語教育開発センター長
- (5) 学務部長
- (6) その他多文化共修センター長が必要と認めた教職員

2 前項第6号の委員の任期は、多文化共修センター長がその都度定める。

(会議)

**第10条** 運営会議に議長を置き、多文化共修センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

4 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第11条** 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第12条** 多文化共修センターの事務は、学務部全学教育課において処理する。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和7年5月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱する第4条第3号の兼任教員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。